

ハローワーク あまがさき



令和7年11月発行

(令和7年9月内容)

- 尼崎の雇用情勢・完全失業率の推移(全国・近畿・南関東) P1
- 新規求人・新規求職・有効求人倍率の推移 P2
- 職業別求人・求職賃金情報及び求人倍率(フルタイム・パート) P3～4
- 職業別・年齢別中途採用時賃金情報 P5
- 労働保険 はたらく安心、つなぐ安心 P6～7
- 雇用保険電子申請関係ご案内・兵庫県の産業別最低賃金 P8～9

発行 尼崎公共職業安定所



〒660-0827

尼崎市西大物町12-41 アマゴッタ2F

TEL 06-7664-8609 (代表)

「全力応援」宣言！



ハローワーク尼崎

厚生労働省ホームページ <https://www.mhlw.go.jp/>

兵庫労働局ホームページ <https://jsite.mhlw.go.jp/hyogo-roudoukyoku/>



◎ 尼崎の雇用情勢

(1) 求人の状況

9月の新規求人数(全数)は、2,185人と前月比4.6%増、前年同月比20.5%減となりました。
また、月間有効求人数(全数)は、6,592人と前月比0.4%減、前年同月比14.5%減となりました。
主要産業別の新規求人を見ると、対前月比において増加した業種は、建設業:245人(前月比50.3%増、前年同月比2.5%増)、製造業:245人(前月比37.6%増、前年同月比12.8%減)、情報通信業:10人(前月比100.0%増、前年同月比16.7%減)、卸売業、小売業:158人(前月比13.7%増、前年同月比25.8%減)、不動産業、物品賃貸業:71人(前月比44.9%増、前年同月比9.2%増)、教育、学習支援業:17人(前月比88.9%増、前年同月比13.3%増)、サービス業(他に分類されないもの):335人(前月比19.2%増、前年同月比28.3%減)となりました。
一方、減少した業種は、農、林、漁業:2人(前月比50.0%減、前年同月比89.5%減)、電気・ガス・熱供給・水道業:9人(前月比18.2%減、前年同月比10.0%減)、運輸業、郵便業:150人(前月比23.1%減、前年同月比3.8%減)、金融業、保険業:1人(前月比80.0%減、前年同月比75.0%減)、学術研究、専門・技術サービス業:71人(前月比38.3%減、前年同月比23.7%減)、宿泊業、飲食サービス業:7人(前月比50.0%減、前年同月比94.8%減)、生活関連サービス業、娯楽業:16人(前月比27.3%減、前年同月比60.0%減)、医療、福祉:824人(前月比6.9%減、前年同月比13.4%減)、複合サービス事業:1人(前月比66.7%減、前年同月比50.0%減)となりました。

(2) 求職の状況

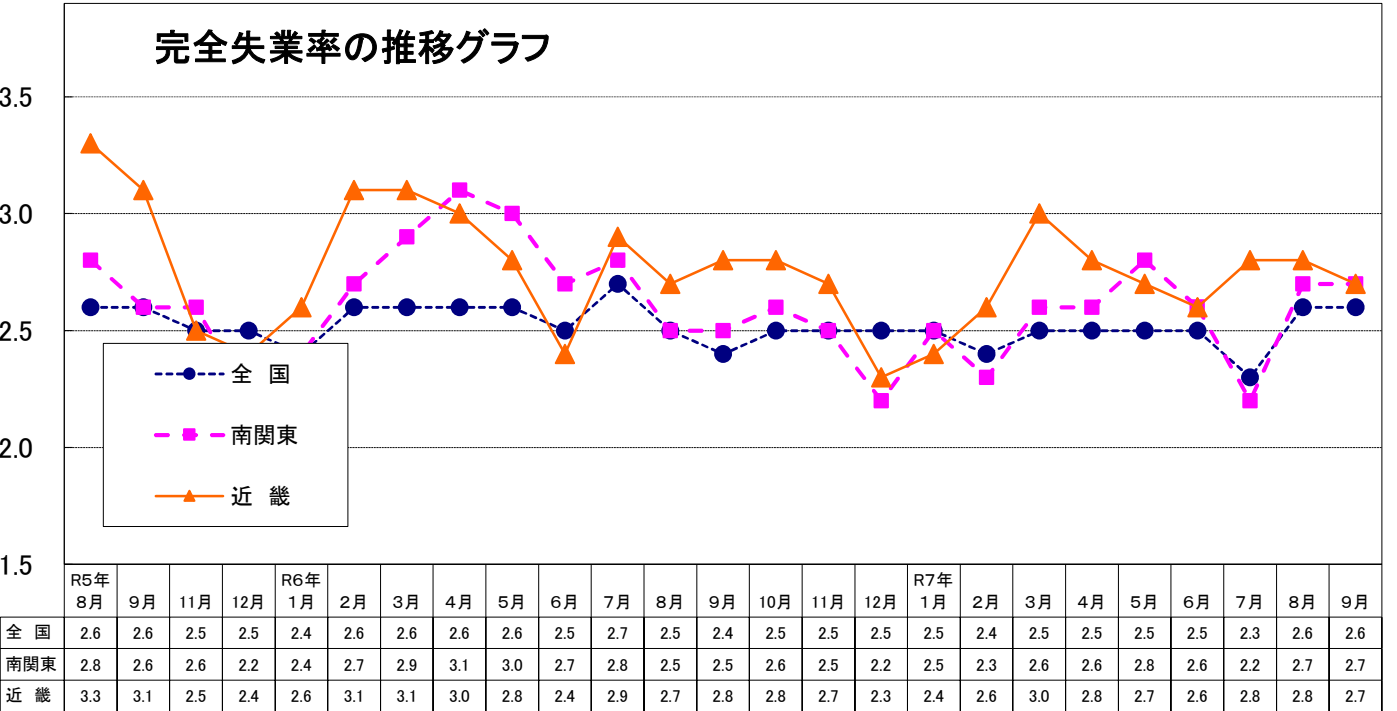
9月の新規求職申込件数(全数)は、1,335人と前月比11.6%増、前年同月比5.6%増となりました。
また、月間有効求職者数(全数)は、7,343人と前月比1.5%増、前年同月比12.2%増となりました。
うち、新規常用求職者(臨時・季節・パート除く)は、809人で前年同月比1.4%増となりました。
離職者は、634人で前年同月比9.5%増となりました。理由別では、事業主都合離職者は、74人で前年同月比26.0%減、自己都合離職者は、522人で前年同月比18.9%増となりました。
また、無業者は、51人で前年同月比13.3%増となりました。

(3) 求人倍率の状況(原数値)

9月の有効求人倍率は、0.90倍で前年同月比0.28ポイント減少しました。
9月の新規求人倍率は、1.64倍で前年同月比0.54ポイント減少しました。

9月の主要指数(令和7年10月31日公表) ※オンライン関連件数を含む

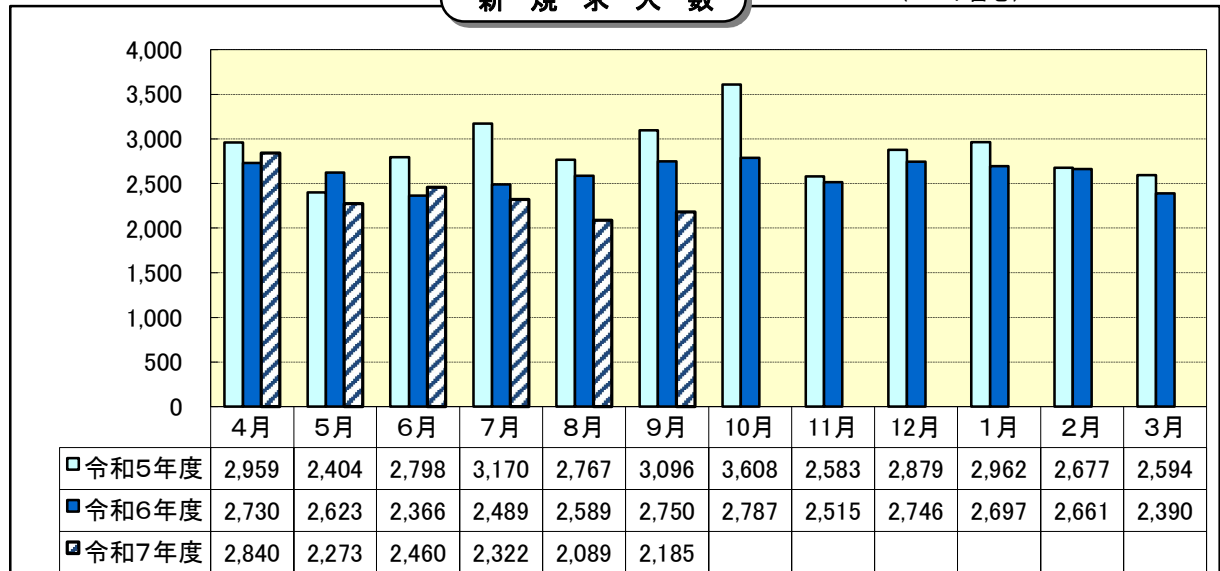
有効求人倍率	0.90	前年同月比0.28ポイント減少(前月比0.02ポイント減少)
有効求人数	6,592	前年同月比14.5%減少(前月比0.4%減少)
有効求職者数	7,343	前年同月比12.2%増加(前月比1.5%増加)
新規求人数	2,185	前年同月比20.5%減少(前月比4.6%増加)
新規求職者数	1,335	前年同月比5.6%増加(前月比11.6%増加)



※全国の完全失業率は季節調整値、南関東・近畿は原数値 完全失業率 出典(総務省「労働力調査」)

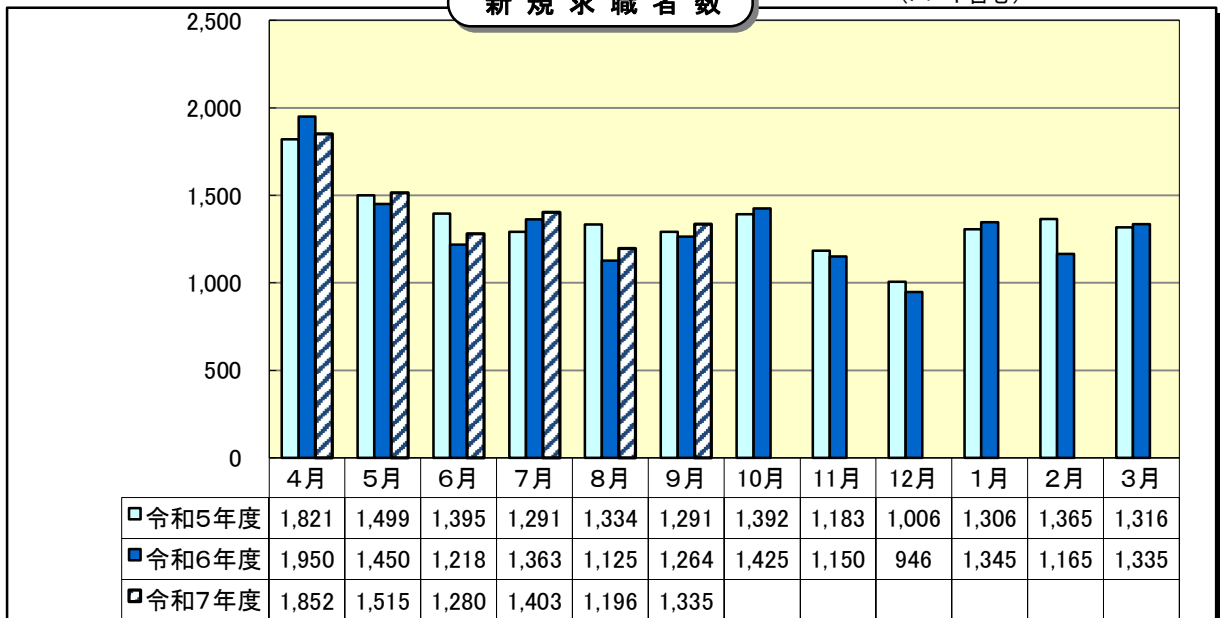
新規求人数

(パート含む)



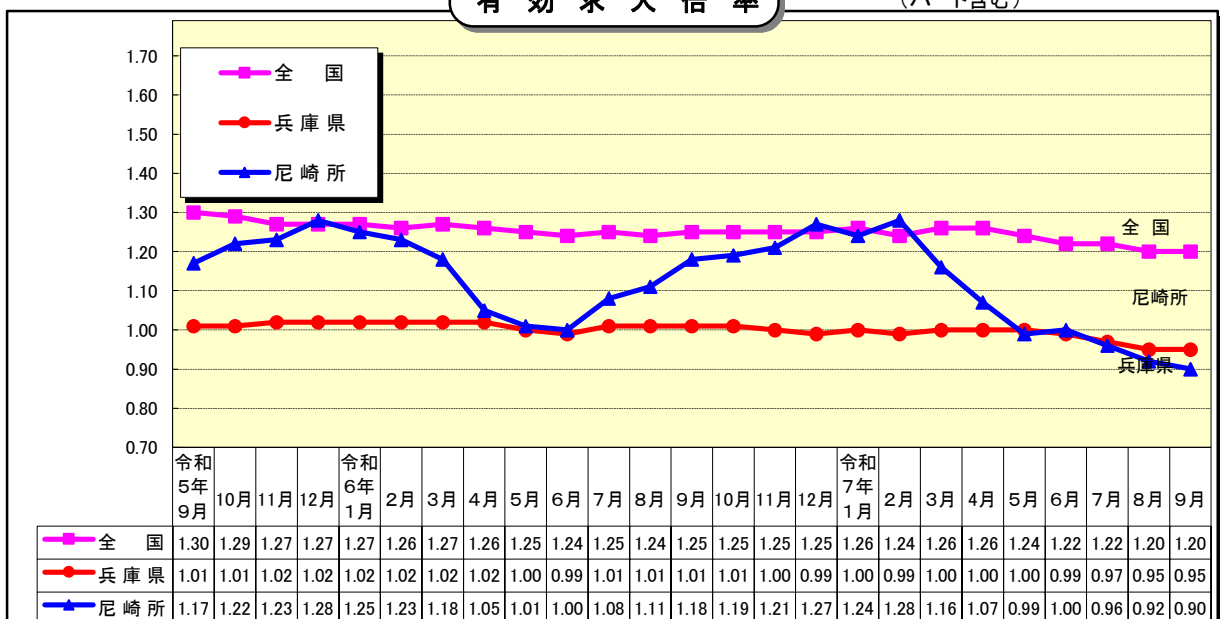
新規求職者数

(パート含む)



有効求人倍率

(パート含む)



※「全国」と「兵庫県」の有効求人倍率は季節調整値。令和6年12月以前の数値は、令和7年1月分公表時に新季節指数により改定されている。
 ※「尼崎所」の有効求人倍率は原数値(季節調整なし)

職業別求人・求職賃金情報(常用フルタイム)

令和7年9月 内容

ハローワーク尼崎

項 目 職 種		求人賃金 月額 (円)		求職希望賃金 月額 (円)	有効求人数	有効求職数	有効 求人倍率
		上限平均	下限平均				
専 門 的 ・ 技 術 的 職 業 従 事 者		346,082	250,934	289,355	1,083	719	1.51
	製造技術者(開発)	401,692	243,750	257,500	103	49	2.10
	製造技術者(開発を除く)	328,375	227,138	253,750	58	58	1.00
	建築・土木・測量技術者	500,623	312,954	200,000	186	28	6.64
	情報処理・通信技術者	459,144	256,000	290,000	77	98	0.79
	その他の技術者	422,222	360,778	240,000	11	6	1.83
	医師・歯科医師・獣医師・薬剤師	398,013	290,013	325,000	10	7	1.43
	保健師・助産師・看護師	313,046	250,742	293,077	177	113	1.57
	医療技術者	295,857	240,053	255,000	114	24	4.75
	その他の保健医療従事者	289,593	232,027	262,500	46	19	2.42
	社会福祉専門職業従事者	275,835	225,258	226,667	272	115	2.37
	美術家、デザイナー、写真家、映像撮影者	400,000	200,000	508,182	2	102	0.02
	その他の専門的職業従事者	500,000	300,000	222,222	4	58	0.07
管 理 的 職 業 従 事 者		350,667	303,333	400,000	15	16	0.94
事 務 従 事 者		281,812	212,906	219,822	279	1,163	0.24
	一般事務従事者	261,896	205,357	213,492	149	915	0.16
	会計事務従事者	296,556	230,333	240,000	32	102	0.31
	生産関連事務従事者	304,631	210,298	283,333	35	33	1.06
	営業・販売事務従事者	310,998	223,324	224,167	48	64	0.75
	事務用機器操作員	0	0	244,000	2	40	0.05
販 売 従 事 者		344,543	247,172	265,116	251	236	1.06
	商品販売従事者	260,143	212,000	210,000	18	102	0.18
	営業職業従事者	354,908	251,492	298,148	224	128	1.75
サ ー ビ ス 職 業 従 事 者		251,917	211,965	216,531	445	319	1.39
	介護サービス職業従事者	250,314	213,891	212,000	317	100	3.17
	保健医療サービス職業従事者	210,399	188,735	205,000	47	15	3.13
	生活衛生サービス職業従事者	300,000	250,000	236,250	5	54	0.09
	飲食物調理従事者	317,450	227,083	201,111	40	67	0.60
	接客・給仕職業従事者	270,000	250,000	276,667	6	41	0.15
	居住施設・ビル等管理人	176,000	159,000	197,143	2	17	0.12
	その他のサービス職業従事者	243,466	204,212	233,333	28	25	1.12
保 安 職 業 従 事 者		202,994	187,374	210,000	120	27	4.44
農 林 漁 業 従 事 者		300,000	200,000	240,000	5	8	0.63
輸 送 ・ 機 械 運 転 従 事 者		293,691	239,414	276,923	413	182	2.27
	自動車運転従事者	295,354	237,919	295,769	320	114	2.81
	その他の輸送従事者	236,252	212,940	235,000	33	27	1.22
	定置・建設機械運転従事者	323,667	260,538	246,667	57	40	1.43
生 産 工 程 従 事 者		311,105	222,608	234,107	424	315	1.35
	製品製造・加工処理従事者(金属製品)	299,141	224,711	220,000	120	83	1.45
	製品製造・加工処理従事者(金属製品を除く)	272,755	210,909	199,091	61	74	0.82
	機械組立従事者	337,389	204,458	206,000	67	35	1.91
	機械整備・修理従事者	389,729	253,168	275,000	83	23	3.61
	生産関連・生産類似作業従事者	427,500	253,875	286,000	30	60	0.50
建 設 ・ 採 掘 従 事 者		394,470	249,493	262,500	418	63	6.63
	建設躯体工事従事者	348,875	258,013	350,000	43	8	5.38
	建設従事者(建設躯体工事従事者を除く)	414,751	252,958	254,286	146	28	5.21
	電気工事従事者	389,344	220,891	220,000	147	20	7.35
	土木作業従事者	393,614	282,853	266,667	82	7	11.71
運 搬 ・ 清 掃 ・ 包 装 等 従 事 者		263,413	216,008	222,769	260	355	0.73
	運搬従事者	275,208	223,667	245,000	166	157	1.06
	清掃従事者	252,191	219,469	200,000	42	51	0.82
	その他の運搬・清掃・包装等従事者	248,611	194,089	195,000	41	138	0.30
職 業 計		315,976	234,034	243,230	3,713	4,485	0.83

※ 有効求人倍率において、対応する求人数が0人の場合は「0. 00」、求職者数が0人の場合は「空白」表示となります。

※ 求職希望賃金は新規求職者のみ計上しているため、有効求職者数が計上されていても「0」の場合があります。

※ 分類不能の職業、稀少な職業は省略している場合があります。

※ 職業欄は同一カテゴリーにおいて代表的な職業、または包括的な表記をしています。

※ 求人賃金は新規求人のみ計上しているため、「0」場合があります。

職業別求人・求職賃金情報(常用パート)

令和7年9月 内容

ハローワーク尼崎

項 目 職 種		求人賃金 時間給 (円)		求職希望賃金 時間給 (円)	有効求人数	有効求職数	有効 求人倍率
		上限平均	下限平均				
専 門 的 ・ 技 術 的 職 業 従 事 者		1,624	1,434	1,410	500	311	1.61
	製造技術者(開発)	0	0	1,052	0	3	0.00
	製造技術者(開発を除く)	1,500	1,200	1,052	3	12	0.25
	建築・土木・測量技術者	1,500	1,200	1,500	2	4	0.50
	情報処理・通信技術者	1,800	1,200	2,500	2	12	0.17
	その他の技術者	2,000	2,000	0	1	0	
	医師・歯科医師・獣医師・薬剤師	2,200	2,000	1,226	7	8	0.88
	保健師・助産師・看護師	1,935	1,692	1,691	159	81	1.96
	医療技術者	1,993	1,879	1,500	31	18	1.72
	その他の保健医療従事者	1,331	1,166	1,271	32	12	2.67
	社会福祉専門職業従事者	1,388	1,218	1,159	243	89	2.73
	美術家、デザイナー、写真家、映像撮影者	0	0	1,208	0	30	0.00
	その他の専門的職業従事者	1,368	1,333	1,500	0	22	0.00
	管 理 的 職 業 従 事 者		0	0	0	0	2
事 務 従 事 者		1,232	1,141	1,256	226	623	0.36
	一般事務従事者	1,267	1,148	1,175	160	512	0.31
	会計事務従事者	1,176	1,139	1,178	13	33	0.39
	生産関連事務従事者	1,145	1,127	1,140	6	14	0.43
	営業・販売事務従事者	1,164	1,132	3,555	16	26	0.62
	事務用機器操作員	1,052	1,052	1,200	27	37	0.73
	販 売 従 事 者		1,343	1,178	1,160	36	140
	商品販売従事者	1,194	1,127	1,163	28	124	0.23
	営業職業従事者	1,588	1,194	1,115	6	14	0.43
	サ ー ビ ス 職 業 従 事 者		1,365	1,208	1,165	687	327
	介護サービス職業従事者	1,401	1,226	1,223	428	79	5.42
	保健医療サービス職業従事者	1,445	1,298	1,217	34	15	2.27
	生活衛生サービス職業従事者	2,400	1,300	1,101	1	23	0.04
	飲食物調理従事者	1,211	1,132	1,102	121	95	1.27
	接客・給仕職業従事者	0	0	1,200	32	50	0.64
	居住施設・ビル等管理人	1,280	1,180	1,182	7	37	0.19
	その他のサービス職業従事者	1,303	1,195	1,157	54	25	2.16
	保 安 職 業 従 事 者		1,059	1,049	1,077	110	23
農 林 漁 業 従 事 者		1,052	1,052	1,208	4	7	0.57
輸 送 ・ 機 械 運 転 従 事 者		1,186	1,120	1,157	124	41	3.02
	自動車運転従事者	1,186	1,120	1,165	88	34	2.59
	その他の輸送従事者	0	0	0	31	3	10.33
	定置・建設機械運転従事者	0	0	1,100	5	4	1.25
	生 産 工 程 従 事 者		1,360	1,217	1,137	92	70
	製品製造・加工処理従事者(金属製品)	1,875	1,625	1,200	4	7	0.57
	製品製造・加工処理従事者(金属製品を除く)	1,197	1,157	1,107	58	39	1.49
	機械組立従事者	1,273	1,173	1,184	10	8	1.25
	機械整備・修理従事者	1,750	1,200	0	6	4	1.50
	生産関連・生産類似作業従事者	1,450	1,200	1,116	9	8	1.13
	建 設 ・ 採 掘 従 事 者		0	0	1,086	3	13
	建設躯体工事従事者	0	0	1,120	0	2	0.00
	建設従事者(建設躯体工事従事者を除く)	0	0	0	2	5	0.40
	電気工事従事者	0	0	0	1	3	0.33
	土木作業従事者	0	0	1,052	0	3	0.00
	運 搬 ・ 清 掃 ・ 包 装 等 従 事 者		1,160	1,136	1,109	453	467
	運搬従事者	1,274	1,158	1,166	41	59	0.69
	清掃従事者	1,175	1,153	1,091	219	128	1.71
	その他の運搬・清掃・包装等従事者	1,087	1,077	1,116	177	259	0.68
	職 業 計		1,351	1,233	1,231	2,235	2,841

- ※ 有効求人倍率において、対応する求人数が0人の場合は「0. 00」、求職者数が0人の場合は「空白」表示となります。
- ※ 求職希望賃金は新規求職者のみ計上しているため、有効求職者数が計上されていても「0」の場合があります。
- ※ 分類不能の職業、稀少な職業は省略している場合があります。
- ※ 職業欄は同一カテゴリにおいて代表的な職業、または包括的な表記をしています。
- ※ 求人賃金は新規求人のみ計上しているため、「0」の場合があります。

職業別・年齢別中途採用時賃金情報 令和7年7月～令和7年9月 (単位千円)

職業別	安定所	19歳 以下	20～ 24歳	25～ 29歳	30～ 34歳	35～ 39歳	40～ 44歳	45～ 49歳	50～ 54歳	55～ 59歳	60～ 64歳	65歳 以上
職業計	尼崎	212	228	246	270	266	294	285	275	275	290	229
	西宮	209	239	267	272	288	285	282	295	282	267	221
	伊丹	210	238	276	313	314	350	360	333	383	266	277
	梅田	223	238	267	299	323	338	333	333	340	308	245
	淀川	175	223	262	275	293	311	301	291	301	302	215
	池田	206	225	251	273	287	290	264	278	276	253	246
専門的・技術 的職業	尼崎	227	227	262	287	280	332	299	303	276	275	248
	西宮	220	249	285	297	311	316	328	328	320	276	249
	伊丹	200	273	303	353	378	424	461	419	508	320	338
	梅田	219	252	280	316	342	353	346	376	386	379	312
	淀川	183	243	274	294	317	358	344	324	354	334	241
	池田	183	227	264	299	309	275	273	308	319	288	330
管理的職業	尼崎	256	263	286	284	332	250	465	499	478	494	190
	西宮	-	216	250	299	372	376	385	419	381	360	350
	伊丹	-	380	280	348	333	-	315	489	240	572	323
	梅田	239	243	283	292	395	422	449	586	564	480	331
	淀川	240	223	259	281	347	412	411	479	573	533	-
	池田	-	221	227	248	393	534	352	317	409	-	205
事務的職業	尼崎	-	210	249	283	284	332	273	273	213	344	247
	西宮	200	219	243	252	296	295	241	329	284	244	238
	伊丹	200	213	256	267	285	317	270	254	302	224	335
	梅田	243	228	261	291	337	337	358	361	375	374	250
	淀川	192	239	272	286	295	295	287	316	362	332	268
	池田	178	237	262	286	315	338	286	281	325	240	196
販売の職業	尼崎	173	225	241	319	255	295	281	324	265	254	203
	西宮	-	231	251	275	294	278	251	268	342	289	215
	伊丹	-	220	233	264	218	180	206	240	301	300	200
	梅田	213	240	269	296	309	342	345	345	371	368	257
	淀川	215	250	269	288	337	359	375	346	423	439	276
	池田	178	243	259	281	317	320	299	302	316	215	250
サービスの職業	尼崎	196	231	234	243	227	238	255	252	243	216	205
	西宮	222	246	260	257	253	256	258	268	242	241	206
	伊丹	173	203	230	262	254	261	233	229	232	222	208
	梅田	220	236	263	304	320	355	318	272	253	237	211
	淀川	149	197	237	247	262	279	237	235	227	247	185
	池田	233	219	227	239	242	271	257	267	231	224	209
保安の職業	尼崎	-	237	298	-	253	142	254	258	228	291	226
	西宮	-	250	160	380	277	180	310	202	228	213	192
	伊丹	200	-	176	-	230	197	220	-	150	224	-
	梅田	241	199	222	253	277	231	266	220	234	217	171
	淀川	-	238	231	266	-	264	191	211	214	181	176
	池田	-	-	-	180	-	160	175	180	-	257	173
農林漁業 の職業	尼崎	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	西宮	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	伊丹	-	-	-	-	-	-	-	200	-	-	-
	梅田	238	246	273	237	484	-	275	-	-	-	187
	淀川	-	293	251	-	-	-	-	-	-	253	-
	池田	-	209	192	240	307	170	388	-	-	-	-
運輸・通信 の職業	尼崎	240	260	247	259	272	291	319	261	273	248	204
	西宮	235	238	248	272	285	268	298	292	255	275	204
	伊丹	-	221	248	246	243	269	289	297	287	223	193
	梅田	206	246	247	255	247	265	265	263	242	214	223
	淀川	239	233	268	264	267	259	278	275	234	259	167
	池田	170	209	240	244	239	247	232	235	222	239	200
生産工程・ 労務の職業	尼崎	209	227	236	256	266	267	301	251	278	332	277
	西宮	177	226	248	227	240	252	274	287	276	-	232
	伊丹	220	213	266	276	247	242	322	279	291	-	256
	梅田	221	233	246	265	259	269	258	268	256	271	233
	淀川	218	222	249	250	268	269	280	267	313	276	248
	池田	222	211	244	254	249	256	236	280	232	325	201

* この表は、ハローワークに提出された「雇用保険被保険者資格取得届」に記載された賃金の平均額です。(単位千円)

* これには、基本賃金にその他手当が含まれています。

* サンプル数が少ないケースもあることをご了承ください。

労働保険に入っていれば…

POINT 1

会社も安心。

POINT 2

働く人も安心。

POINT 3

働く人の

家族も安心。

労働保険

はたらく安心、つなぐ安心。

労災保険

雇用保険

労働保険は、仕事や通勤による傷病等や、失業による休業等の際に、労働者とその家族を守るセーフティーネットとして重要な役割を果たします。
事業主は常勤、パート、アルバイトなど、名称や雇用形態に関わらず、一人でも雇ったら従業員を守る責任と、労働保険の成立手続きを行う義務があります。

電子申請なら24時間、365日いつでも手続可能！**口座振替納付**も便利

詳しくは、所轄の都道府県労働局、労働基準監督署、公共職業安定所（ハローワーク）へご相談ください。

厚生労働省ホームページ

<https://www.mhlw.go.jp/>

労働保険 特設サイト

または二次元コードから▶

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署・公共職業安定所・（一社）全国労働保険事務組合連合会・全国社会保険労務士会連合会



事業主の皆さまへ

労働保険の成立手続きについて

「労働保険」とは、**労災保険**（労働者災害補償保険）と**雇用保険**の総称です。
このリーフレットで、貴事業場について労働保険の**成立手続義務**の有無などをご確認の上、まずは、
所轄の都道府県労働局、労働基準監督署、ハローワークへご相談ください。

新規開発事業者など、手続経験のない方もお気軽にご相談ください。

労働保険の強制適用事業

常勤、パート、アルバイトなどの名称や雇用形態にかかわらず、
労働者を1人でも雇っている事業は強制適用事業であり、
成立手続を行う義務があります。

※5人未満の労働者を使用する個人経営の農林水産の事業の一部については、強制適用事業場から除かれます。
※強制適用事業場以外の事業でも、要件を満たせば労災保険と雇用保険に加入することができます（任意加入制度）。



▶ 労働者とは？

労働者とは、職業の種類にかかわらず、事業に使用される者で、労働の対価としての賃金が支払われる者のことをいいます。

▶ 短時間労働者（パート、アルバイト等）について

労災保険は、短時間労働者を含む全ての労働者が対象となります。雇用保険は、一定の条件を満たさない短時間労働者は対象とならないことがあります。

※法人の役員、同居の親族等は一定の場合を除き、労災保険・雇用保険の対象となりません。

成立手続を怠っていると？

1 遑って保険料を徴収するほか、追徴金も徴収します。

労働保険の成立手続を行わない事業主に対しては、政府が職権により成立手続を行い、労働保険料等の金額を決定します。その際、労働保険料は手続を行っていなかった過去の期間についても遑って徴収することになり、併せて、追徴金も徴収します。また、労働保険料等や追徴金が納付されない場合には、滞納者の財産について差押え等の処分を行います。

2 労働災害が生じた場合、労災保険給付額の全部又は一部を徴収します。

政府は、事業主が故意又は重大な過失により労災保険の成立手続を行わない、いわゆる未手続の期間中に生じた労働災害について労災保険給付を行なった場合は、労働基準法の規定による災害補償の価額の限度で、保険給付に要した費用に相当する金額の全部又は一部を事業主から徴収します。

3 事業主の方のための助成金が受けられません。

雇用調整助成金（休業等によって雇用維持を図る事業主に助成）や、特定求職者雇用開発助成金（高齢者や障害者など、就職が特に困難な者を雇い入れる事業主に助成）などの、事業主のための雇用関係助成金については、労働保険料の未納がある場合、受給できない可能性があります。

電子申請での手続、口座振替納付が便利

電子申請での手続をご利用いただくと、行政機関に出向くことなく、自宅やオフィスでいつでも申請等の手続を行うことができます。

詳しくはこちら

労働保険 電子申請



労働保険料及び一般拠出金は、口座振替により納付いただくことが可能です。口座振替をご利用いただくためには、口座番号等を記載した申込用紙を、口座を開設している金融機関の窓口にご提出ください。

詳しくはこちら

労働保険 口座振替納付



雇用保険関係の届出・申請を行う事業主の皆様へ

電子申請導入にあたり

『雇用保険電子申請アドバイザー』

をご利用ください

雇用保険関係の手続きは、ハローワークの窓口書類を提出する方法に加えて、インターネットによる電子申請（※）で行うことも可能です。

（※電子申請とは、インターネットを用いて雇用保険の各種手続きを行うことであり、総務省がインターネット上で運営する行政サービスの総合窓口（e-Gov）を通じて手続きを行うこととなります。）

「電子申請」のメリット

◇ 24時間、365日いつでも申請可能です！

窓口での提出のような待ち時間はありません。（ただし、返戻には時間をいただくことがあります。特に年度当初の繁忙期には「資格喪失届（離職票あり）」を優先して返戻するため、その他の届出等の返戻には時間がかかることがあります。）

◇ 個人情報の持ち運びが不要です！

個人情報保護の観点から安全性が高まります。

◇ 時間とコストをかけずに申請できます！

ハローワークに来所いただく手間も、書類を郵送する費用もかかりません。

雇用保険電子申請アドバイザーとは

「電子申請を利用したいが、方法がよくわからない。」など、電子申請の利用を検討されている事業主様を、兵庫労働局から委嘱を受けた専門のアドバイザー（社会保険労務士）が訪問させていただき、電子申請導入のための準備（パソコンの環境設定等）や電子申請手続について説明・相談を行います。

（相談日）毎週 火曜日 9時00分～17時15分

「雇用保険電子申請アドバイザー」の訪問を希望される事業主さまは、ハローワーク尼崎 雇用保険適用課までお問い合わせください。

〒660-0827 尼崎市西大物町12-41 アマゴッタ2階 ☎06-7664-8603
FAX06-6487-0353



兵庫労働局・ハローワーク尼崎

兵庫県の最低賃金

兵庫労働局

☆地域別最低賃金

兵庫県最低賃金	時間額 1,116 円 (+ 64)	発効日 令和7年10月4日	☆兵庫県の事業場で働くすべての労働者について、この兵庫県最低賃金が適用されます。
---------	----------------------------------	------------------	--

☆特定（産業別）最低賃金

最低賃金の種類	時間額	適用する使用者	適用除外する労働者
塗料製造業	1,158 円 (+ 59) 令和7年12月1日発効	兵庫県の区域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者 (1) 塗料製造業 (2) (1)に掲げる産業において管理、補助的経済活動を行う事業所 (3) 純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が(1)に掲げる産業に分類されるものに限る。)	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 次に掲げる業務に主として従事する者 イ 清掃、片付け、軽易な運搬又は賄いの業務 ロ 手作業により又は手工具を用いて行う包装、袋詰め、箱詰め、ラベルはり、値札つけ、検数若しくは選別の業務
鉄鋼業	1,180 円 (+ 64) 令和7年12月1日発効	兵庫県の区域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者 (1) 鉄鋼業 (2) 純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が(1)に掲げる産業に分類されるものに限る。)	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 次に掲げる業務に主として従事する者 イ 清掃、片付け又は賄いの業務 ロ 軽易な運搬の業務
はん用機械器具製造業 生産用機械器具製造業 業務用機械器具製造業	1,150 円 (+ 63) 令和7年12月1日発効	兵庫県の区域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者 (1) はん用機械器具製造業 (2) 生産用機械器具製造業 (3) 業務用機械器具製造業(計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、武器製造業を除く。) (4) 純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が(1)から(3)までに掲げる産業に分類されるものに限る。)	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 次に掲げる業務に主として従事する者 イ 清掃、片付け又は賄いの業務 ロ 手作業により又は手工具を用いて行う包装、袋詰め、箱詰め、レッテル貼り、値札付け、検数又は選別の業務 ハ 塗装におけるマスキングの業務 ニ 軽易な運搬又は工具若しくは部品の整理の業務 ホ 材料の送給、洗浄、取揃え、刻印打ち又は結束の業務(これらの業務のうち流れ作業の中で行う業務を除く。)
電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業	1,117 円 (+ 64) 令和7年12月1日発効	兵庫県の区域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者 (1) 電子部品・デバイス・電子回路製造業 (2) 電気機械器具製造業(医療用計測器製造業(心電計製造業を除く。))及び当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。) (3) 情報通信機械器具製造業 (4) 純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が(1)から(3)までに掲げる産業に分類されるものに限る。)	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 次に掲げる業務に主として従事する者 イ 清掃、片付け、軽易な運搬又は賄いの業務 ロ 手作業により又は手工具、小型電動工具、卓上旋盤若しくは卓上ボール盤その他これらに準ずる操作が容易な小型機械(卓上において行うものに限る。)を用いて行う材料の送給、洗浄、取揃え、選別、部分品の差し・曲げ・切り、穴あけ、ねじ合わせ、刻印打ち、みがき、バリ取り、組線、巻線、はんだ付け、かしめ、取付け、塗装、塗油、検査、検数、結束、袋入れ、箱入れ、包装、レッテル貼り又は値札付けの業務(これらの業務のうち流れ作業の中で行う業務を除く。)
輸送用機械器具製造業	1,188 円 (+ 62) 令和7年12月1日発効	兵庫県の区域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者 (1) 鉄道車両・同部分品製造業 (2) 船舶製造・修理業、船用機関製造業 (3) 航空機・同附属品製造業 (4) 産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業 (5) その他の輸送用機械器具製造業(自転車・同部分品製造業を除く。) (6) (1)から(5)までに掲げる産業において管理、補助的経済活動を行う事業所 (7) 純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が(1)から(5)までに掲げる産業に分類されるものに限る。) *「自動車・同附属部品製造業」は兵庫県最低賃金が適用されます。	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 次に掲げる業務に主として従事する者 イ 清掃、片付け又は賄いの業務 ロ 塗装におけるマスキングの業務 ハ 軽易な運搬又は工具若しくは部品の整理の業務 ニ 材料の送給、洗浄、取揃え、刻印打ち又は結束の業務(これらの業務のうち流れ作業の中で行う業務を除く。)
計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具製造業	1,117 円 (+ 64) 令和7年12月1日発効	兵庫県の区域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者 (1) 計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業(理化学機械器具製造業を除く。) (2) (1)に掲げる産業において管理、補助的経済活動を行う事業所 (3) 純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が(1)に掲げる産業に分類されるものに限る。)	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 次に掲げる業務に主として従事する者 イ 清掃、片付け、賄い、軽易な運搬又は工具若しくは部品の整理の業務 ロ 手作業による小物部品の包装、袋詰め又は箱入りの業務
自動車小売業	1,116 円 改正なし 令和7年10月4日発効	※自動車小売業においては令和7年度の金額改正がなかったことから、令和7年10月4日以降、兵庫県最低賃金(1,116円)が適用されています。	

「繊維工業」、「各種商品小売業」は令和7年10月4日から兵庫県最低賃金(1,116円)が適用されています。

労働基準局広報キャラクター
たしかめたん



※ 労働者が二以上の最低賃金の適用を受ける場合は金額の高いものが適用となります(最賃法第6条)。

例：塗料製造業最低賃金

令和7年11月30日まで 1,099円(現行) < 地域別最低賃金 1,116円 → 地域別最低賃金を適用
令和7年12月1日以降 1,158円(改正後) > 地域別最低賃金 1,116円 → 特定最低賃金を適用